第十八条　外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　第五条第二号イ又は同号ロ（一）若しくは（二）のいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

ロ　第五条第二号ロ（三）若しくはニ、第三号又は第五号のいずれかに該当するもの

二　［略］

三　次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　第五条第二号イ又は同号ロ（一）若しくは（二）のいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

ロ　第五条第二号ロ（三）若しくはニ、第三号又は第五号のいずれかに該当するもの

四　［略］

2　［略］

3　外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　削除

三　削除

四・五　［略］

4～6　［略］

第十八条　外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　第五条第二号ロ（三）若しくはニ、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　旋削をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

（二）　移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一一ミリメートル以下のもの

ロ　フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

2　移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇一一ミリメートル以下のもの

（二）　第五条第二号ロ（二）1から3までのいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決めの繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

二　［略］

三　第一号イ若しくはロ、第五条第二号ロ（三）若しくはニ、第三号若しくは第五号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

［新設］

四　［略］

2　［略］

3　外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　数値制御装置の中でパートプログラムの準備又は修正を行うためのインタラクティブコンピュータグラフィックスの設計に係る技術（プログラムを除く。）

三　数値制御装置に与えられた設計データを工作機械に対する命令に変換するプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）

四・五　［略］

4～6　［略］